

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成27年3月31日

奈良県監査委員	廣	野	隆	信
同	岸		秀	隆
同	安	井	宏	一
同	藤	野	良	次

ア 本 庁

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>知 事 公 室</p> <p>国際課（旧東アジア連携課分）</p>	<p>平成26年 6月12日</p>	<p><b>新聞購読料の支払について</b></p> <p>平成23年4月から平成25年6月分の新聞購読料について、過払いがあったことが判明し、過年度収入及び現年度戻入を行った事例が認められた。これは、平成23年4月から夕刊の購読をやめたにもかかわらず、新聞販売店から引き続き請求がなされていたもので、その請求内容の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、内部のチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。（注意事項）</p>	<p>支出にあたっては、契約内容と請求内容を十分確認するとともに、内部におけるチェックを徹底し、適正な事務執行に努める。</p>
<p>防災統括室</p>	<p>6月11日</p>	<p><b>資金前渡事務について</b></p> <p>公共料金にかかる資金前渡において、支出すべき日を誤ったことにより、振替不能が発生していた。また、資金前渡職員が備えるべき公共料金にかかる現金出納簿が作成されていなかった。さらに随時の費用にかかる現金出納簿については作成されていたが、所属長による月例検査が行われていなかった。</p> <p>今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。（注意事項）</p> <p><b>補助金交付決定前の事業着手について</b></p> <p>平成25年度の補助金において、補助対象事業の着手後に補助金交付申請書が提出され、交付決定が行われているものが認められた。</p> <p>補助金の交付申請及び交付決定は、補助対象事業の着手前に行うことが必要であり、今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正な事務の執行に努められたい。（注意事項）</p>	<p>公共料金については、支払毎月の支出起案時に室内担当者二人以上の確認を行って処理する事とした。</p> <p>現金出納簿については、随時の費用にかかる現金出納簿、公共料金にかかる現金出納簿をそれぞれ作成し、月例検査を実施している。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正に事務を行う。</p> <p>平成26年度は、当該補助金の交付申請及び交付決定を補助対象事業の着手前に行い、適正な事務の執行を行った。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正な事務を行う。</p>
<p>消防救急課</p>	<p>6月11日</p>	<p><b>契約保証金の受入事務について</b></p> <p>救急医療管制システム（e-MATCH）運用業務委託について、契約保証金の受入事務の遅延が認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p>	<p>救急医療管制システム（e-MATCH）運用業務委託の事業を含む全ての事業において、今後契約保証金が発生する場合は、契約にかかる事務と同時に契約保証金の受入事務を行い、適正な事務の執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p><b>備品の管理について</b></p> <p>平成24年度以降に購入した備品のうち、重要物品以外の備品について、物品管理サブシステムへの登録漏れが認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努めるべきである。 (注意事項)</p>	<p>指摘を受けた備品については、指摘後、物品管理サブシステムへの登録を行った。今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努める。</p>
<p>総 務 部</p> <p>行政経営課</p> <p>ファシリティ マネジメント 室</p>	<p>7月15日</p>	<p><b>未収金対策の強化について</b></p> <p>未収金対策については、未収金対策推進連絡会議で全庁的な情報交換や有効な手法の検討が行われるとともに、「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」が定められ、それに従った取組が進められているが、未だ充分なものとは認められない。</p> <p>平成25年度末での未収金は、前年度に比べ大きく減少しているものの、その主な要因は債権放棄等によるものであり、回収努力や債権管理が不十分な事例が一部見受けられた。また、依然として多額の未収金が残っていると同時に、未収金が増加しているケースも見受けられた。未収金対策は、収入確保と負担の公平性の観点から重要な課題であり、全庁的に厳正かつ適切な債権管理が強く求められることから、行政監査の監査意見等も踏まえ、新たな未収金の発生防止と既に発生している未収金の縮減に向け、より一層効果的かつきめ細かな収納対策の強化・推進を図るために、積極的かつ主体的に取り組まれない。 (意見)</p>	<p>未収金対策については、「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」に基づく事務処理を促し、債権管理の状況をきめ細かく把握するために未収金対策推進連絡会議を四半期毎に開催し、各債権回収の取組状況の報告を求めている。また、債権の回収状況に応じて未収金を3つに区分し、きめ細かい債権回収の取組を促している。さらに上記の指針の実行を進めるために、債権管理事務等に関する自己点検のチェックシートを配布して、事務の改善を促している。</p> <p>また、税外未収金の適正な債権管理及び回収を強化するため、他の自治体で債権回収のアドバイザーとしての実績を持つ弁護士による債権管理ノウハウを習得する研修会や、対応困難な事例に対する個別の法律相談を実施した。</p> <p>今後とも庁内全体で未収金対策に取り組むとともに、法的措置の一層の活用や民間活力を導入した徴収の推進等、未収金の削減に向けた取組を総合的に実施していきたい。</p>
<p>税務課</p>	<p>7月16日</p>	<p><b>委託業務の履行確認について</b></p> <p>税務システム改修委託業務において、履行確認が不十分であったため、そのシステムによる延滞金計算において誤りが発生し、納税者から過大徴収した事例が認められた。</p> <p>自ら誤りを発見し、その後速やかに</p>	<p>過大徴収していた延滞金については、速やかに納税者に対しお詫びの文書を送付するとともに、過払いとなった金額の還付手続きを行った。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>対象者への謝罪と返納を行い、また報道発表を行うなど再発防止に取り組んだところであるが、今後、システム改修にあたっては業務委託先との連携を密にし、複数の担当者で改修内容のチェックを行うなど、チェック体制の再構築を図りたい。 (注意事項)</p> <p><b>県税にかかる未収金の回収について</b></p> <p>県税収入については、クレジットカードによる収納など多様な手段による収入確保に取り組まれる一方、市町村との連携を図るための地方税滞納整理本部の設置など、滞納整理対策にも積極的に取り組まれている。</p> <p>これらの取組により県税収入未済額は昨年度に引き続き減少し、徴収率も改善されているが、依然として多額の未収金が認められる。今後も財政健全化に向けた財源確保と税負担の公平性の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、より一層効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。 (意見)</p>	<p>税制改正等に伴う電算システムの改修に当たっては、今後改修誤りや改修漏れが起こらないよう、業務委託先に的確・詳細な指示を行い、詳細な検証を行わせることにより、連携を一層密にするとともに、複数の担当者で改修内容の確認を行うなど、チェック体制を再構築する。</p> <p>県税の収入未済額の 69.3 % (平成 25 年度実績) を占める個人県民税については、平成 24 年度に設置した地方税滞納整理本部を中心に、これまでも行ってきた県税務職員の市町村への常駐派遣や随時派遣に加え、今年度は奈良モデルとして大和高田市と香芝市の 2 市連携による取組と北和地区を中心とした 6 町 (田原本、上牧、王寺、広陵、河合、川西) のネットワーク型による協働徴収の取組を行い、徴収強化に取り組んでいるところである。</p> <p>また、自動車税をはじめとする県税の徴収対策については、各税事務所において、徴収率や未済額の圧縮率等数値目標を設定し、徴収強化に取り組んでいる。特に自動車税については、今年度から給与差押を強化する取組を実施し、より積極的に徴収強化に取り組んでいるところである。今後も、差押等の滞納処分を早期かつ積極的に行い、税収及び税負担の公平性の確保に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
地域振興部			
南部東部振興課 復旧・復興推進室	5月29日	<p><b>公用車の自賠責保険料の支払について</b>            公用車の購入にかかる自賠責保険料において購入日後の支出が認められた。            自賠責保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、自賠責保険料の支出については適正に処理すべきである。            (注意事項)</p>	<p>公用車の自賠責保険料の支払については、前金払いを徹底する。            今後は奈良県会計規則をはじめ各関係法令、規程及び通知に基づき適正な事務処理に努める。</p>
うだ・アニマルパーク振興室	5月29日	<p><b>業務委託仕様書について</b>            プロポーザルを実施した教材開発業務委託において、平成25年度に予算措置されていない年度の事業を業務委託仕様書に記載し、提案を求めたものが認められた。また、契約書の「業務委託仕様書」に記載された委託業務内容が具体性に欠けたため、実施する業務が不明確であった。            契約書に添付する仕様書は業務等の指示書であり、履行確認の根拠となる重要な書類である。今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき適正な契約事務を行うべきである。(指摘事項)</p> <p><b>立替払について</b>            着払いの宅配料金の支出において、職員が立替払しているものが認められた。地方自治法及び同施行令並びに奈良県会計規則では、立替払の規定がなく、法令及び規則に違反した支出である。今後は、地方自治法等の関係法令・規則に基づき、適正な支出事務に努めるべきである。(注意事項)</p>	<p>「業務委託仕様書」については、当該年度に予算措置されていない事業内容は含めない。また、委託業務内容が明確かつ具体的であるかを十分に精査し、契約相手方が業務内容を確実に認識できる仕様書とし、奈良県契約規則及び関係通知に基づき適正な契約事務を行うように努める。</p> <p>今後は、室全体でのチェック体制を強化し、地方自治法等の関係法令・規則に基づき、適正な支出事務を行うように努める。</p>
エネルギー政策課	5月29日	<p><b>資金前渡にかかる現金出納簿の作成について</b>            随時の経費にかかる資金前渡において、資金前渡職員が備えるべき現金出納簿が作成されていなかった。            今後は奈良県会計規則に基づき、現金出納簿を作成し、適正な現金の管理をすべきである。(注意事項)</p>	<p>平成26年4月より現金出納簿を作成し、奈良県会計規則に基づいた処理を行っている。</p>
文化振興課	5月29日	<p><b>業務委託にかかる仕様書等について</b>            イベント委託業務において、仕様書に記載された委託業務内容が具体性に欠け、かつ、予定価格の算定方法の妥当性についてより慎重な検討が必要な事例が認められた。            契約書に添付する仕様書は業務等の指示書であり、履行確認の根拠となる重要な書類であることから、今後は、</p>	<p>イベント委託業務については仕様書作成にあたり業務内容を具体的に記載した内容とするとともに、予定価格の算定については、同種、同等の事例調査に努めその妥当性を検証していく。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>奈良県契約規則及び関係通知に基づき、より適正な契約事務を行うべきである。また、特殊技術等により特命随意契約とせざるを得ない場合では、妥当な予定価格の算定が困難な面もあるが、同種、同等の事例を調査するなど、予定価格の算定方法の妥当性について検討されたい。(注意事項)</p>	
教育振興課	5月29日	<p><b>資金前渡の精算手続について</b>            使用料及び賃借料（研修会会場使用料）の資金前渡において、前渡資金の精算手続を行っていないものが認められた。また、精算が完了していない者に対し、重ねて資金前渡を行っていた。今後は奈良県会計規則に基づき適正に処理すべきである。(注意事項)</p>	<p>会場使用料等の資金前渡を行う際に、精算手続を徹底するよう改めて注意喚起、周知を行った。また、精算が完了していない者に対し、重ねて資金前渡を行わないよう所属での確認を徹底した。            今後は、奈良県会計規則等に基づき、適切な管理、手続等に努める。</p>
観 光 局			
観光プロモーション課（旧観光振興課分）	4月24日	<p><b>業務委託契約書に定める提出書類について</b>            業務委託において、業務実施計画書や着手届等を業務着手前に提出することを契約書及び仕様書で定めているにもかかわらず、委託業者から提出されていないものが認められた。今後は契約書及び仕様書に基づき必要な書類の提出を求め、委託業務の適正な執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>契約書及び仕様書、要綱に規定しているにもかかわらず、提出されていなかった書類の提出を求め整えた。            今後は、適切な時期に確実な確認を行えるよう複数人によるチェック機能の強化を図り、適正に処理するよう努める。</p>
観光プロモーション課（旧国際観光課分）	4月24日	<p><b>負担金にかかる変更承認手続について</b>            負担金及び補助金において、要綱に規定しているにもかかわらず、必要な変更の承認申請がされていないものや、交付申請時の添付書類が不適正なものが認められた。今後は、交付団体への指導に努めるとともに、要綱に従って交付（変更）申請、決定、交付手続の適正化を図られたい。(注意事項)</p>	<p>契約書及び仕様書、要綱に規定しているにもかかわらず、提出されていなかった書類の提出を求め整えた。            今後は、適切な時期に確実な確認を行えるよう複数人によるチェック機能の強化を図り、適正に処理するよう努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
健康福祉部 地域福祉課 監査指導室	5月19日	<p><b>生活福祉資金貸付金の償還未済金の回収指導について</b></p> <p>前年度に引き続き、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付金に多額な償還未済金が認められた。今年度においては、債権回収及び未収金の発生防止について協議を行うなど、当該協議会と福祉事務所、地域福祉課が一体となり取組を強化されているところであるが、今後も一層、債権管理体制の強化、債権保全及び回収の促進に努めるよう厳正な指導を徹底されたい。 (意見)</p>	<p>県社会福祉協議会では、生活福祉資金の償還未済金の早期回収に向けて、コールセンターを設置し、特に償還開始の者及び滞納3月以内の者を中心に電話による自主的納付の呼びかけを行い、夜間架電も実施することにより、返済の意識づけと長期未納化防止に重点的に取り組んでいる。また、定期的に市町村社会福祉協議会、民生児童委員と共に世帯訪問を行い、計画償還と早期納付を促進するため指導を実施するとともに、債権回収や滞納防止に向けた市町村社会福祉協議会の生活福祉資金担当者対象の研修会も開催している。</p> <p>特に、平成25年度においては、生活保護申請者に対する緊急小口資金の返済について、償還未済金の多い福祉事務所等とも協議し、生活保護申請から資金返済までの関係機関の連携のフロー（書式等）を作成し、福祉事務所、市町村社会福祉協議会に通知し、円滑かつ確実な回収に向けての取組を強化したところである。併せて、平成26年7月からは、冷房機器等生活必需品への貸付資金について、福祉事務所との連携を強化し、円滑かつ確実な回収に向けて取り組んでいる。</p> <p>今後も引き続き、さらなる債権回収や滞納防止に向け、体制の見直しや改善策を講じるように指導していく。</p>
障害福祉課	5月19日	<p><b>備品の管理について</b></p> <p>リハビリテーションセンターで管理する備品について、前年度に引き続き、物品管理サブシステムへの登録漏れが</p>	<p>物品管理サブシステムに登録漏れのあった備品については、すべて登録したと</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>認められた。</p> <p>今後、備品の管理については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行い、複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p><b>心身障害者扶養共済制度掛金にかかる未収金の回収について</b></p> <p>心身障害者扶養共済制度の掛金において未収金の増加が認められた。</p> <p>新たな未収金の発生防止に向けた取組や文書・電話による督促等による未収金の回収に努められているが、今後もさらに回収方法等を工夫し、一層収納の促進を図られたい。(注意事項)</p>	<p>ころであり、今後は、課内のチェック体制を強化し、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な備品の管理に努める。</p> <p>心身障害者扶養共済制度掛金の未収分については、滞納者に対して文書による督促状の送付(過年度分については催告書の送付)、電話による督促を行うなど未収金の回収に努めているところであるが、今後は、新たな未収金が生じないように、条例、施行規則に基づき、一層収納の促進に努める。</p>
<p>こども・女性局</p> <p>子育て支援課</p>	<p>4月17日</p>	<p><b>補助金交付決定前の事業着手について</b></p> <p>子育て支援等事業費補助金において、補助金交付要綱の定めを反し、交付決定前に事業着手している事案が多数認められた。</p> <p>今後は、補助金交付要綱に基づき、交付決定前着工承認届を提出させるなど、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p><b>特別児童扶養手当及び児童扶養手当の支払等について</b></p> <p>特別児童扶養手当を支給するための支給認定及び支払手続について、適切な事務処理を行わなかったため一部受給者に支払の遅延、または過払いが発生していた。また、児童扶養手当を支給するための手続についても、必要な手続が漏れていたため一部受給者に支払の遅延があった。</p> <p>事例発生後は、対象者への謝罪や報道発表を行うとともに、複数者によるチェック体制を整備するなど、再発の防止に向け取り組まれているところではあるが、今後も、事務処理の進捗管理・支払手続の確認など、厳格なチェック体制を整備し、かかる事例の再発防止に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>今後は補助金交付要綱に基づき、適正な事務の執行に努める。</p> <p>両手当について支払遅延や過払いが発生しないよう、業務スケジュール、事務処理マニュアルを整備し、常に事務処理の進捗管理、支払手続漏れがないかの確認を複数者でチェックするなど、再発の防止に努める。</p>



部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p><b>資金前渡の精算手続について</b>            使用料及び賃借料（研修会会場使用料）の資金前渡において、前渡資金の精算手続を行っていないものが認められた。また、精算が完了していない者に対し、重ねて資金前渡を行っていた。            今後は奈良県会計規則に基づき適正に処理すべきである。（注意事項）</p> <p><b>児童扶養手当過払金の返納未済金にかかる債権管理及び回収について</b>            児童扶養手当過払金において、多額の返納未済金が認められた。            新たな過払いの発生防止に向けた取組や文書による督促・催告、返納指導、外部委託等による未収金の回収に努められているが、適切な債権管理を行い、より一層の収納促進に努められたい。            なお、消滅時効期間が経過した債権については、債権不納欠損処分基準及び関係通知に基づき、今後も適時適正な不納欠損処理に努められたい。（意見）</p> <p><b>内部統制の強化・充実について</b>            今回の監査において、資金前渡の精算事務、補助金の執行事務、特別児童扶養手当及び児童扶養手当の支払事務に一部適正とはいえない事務処理が認められた。            事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の強化・充実に努められたい。（意見）</p>	<p>精算手続は完了した。今後は奈良県会計規則に基づき適正な処理に努める。</p> <p>児童扶養手当過払金の未納者に対し、文書等により納付指導を強化するとともに、債務者の返済能力に応じて分納額を見直す等適切な納付指導を実施するなど、債務者間で不公平が生じないように、債権回収に向けて一層の収納促進に努める。</p> <p>さらに引き続き未収金の一部について債権回収会社へ外部委託するとともに、新たな債権発生を防止するため、町村に対し手当の受給資格に関わる異動状況の把握に努めるよう指導を徹底する。</p> <p>事務の執行にあたり、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の強化・充実に努める。</p>
こども家庭課	4月17日	<p><b>児童措置費負担金にかかる未収金の回収について</b>            児童措置費負担金において未収金の増加が認められた。            新たな滞納の発生防止に向けた取組や文書・電話による督促、訪問指導、外部委託等による未収金の回収に努められているが、債務者間の公平性の確保、法の厳格な執行の観点から、債権回収に向けてより一層の収納促進に努められたい。（注意事項）</p>	<p>未収金については、こども家庭相談センターとの連携を密にし、未納者の世帯状況の把握に努め、分割納付等適切な納付指導を行うとともに、こども家庭相談センター職員による保護者への入金指導等により回収に努めているところである。また、今年度において</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p><b>不納欠損処分について</b></p> <p>不納欠損処分予定であった債権について、財務会計システムで不納欠損登録を行わなかったため欠損処分されず、翌年度に欠損処分されていた事例が認められた。</p> <p>今後、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務処理に努められたい。 (注意事項)</p> <p><b>母子・寡婦福祉資金貸付金の償還未済金の回収について</b></p> <p>母子・寡婦福祉資金貸付金の償還金において、多額な償還未済金が認められた。</p> <p>新たな償還未済金の発生防止に向けた取組や文書・電話による督促、訪問指導、外部委託等による償還未済金の積極的な回収に努められているが、今後も一層収納の促進に努められたい。 (意見)</p>	<p>長期滞納者に対し現在の滞納状況及び至急に納付を求める「催告状」を発送した。</p> <p>今後一層、関係機関との連携のもと、収納の促進に努める。</p> <p>今後は、適切な年度に不納欠損処分を行うよう、適切な事務処理に努める。</p> <p>償還未済金については、「奈良県母子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル」に基づいて督促等を行っているところであるが、平成26年度においては7～8月を償還強調月間と位置づけ、長期滞納者に対し夜間や土・日曜日も含めて訪問による償還指導を行った。</p> <p>また、引き続き、悪質滞納者に対する法的措置（支払督促）も視野に入れた償還指導や催告の強化を行うとともに、債権回収の外部委託等を実施しているところである。</p> <p>今後一層、関係機関との連携のもと、収納の促進に努める。</p>
<p>医療政策部</p> <p>地域医療連携課</p> <p>医師・看護師確保対策室</p>	<p>7月23日</p>	<p><b>プロポーザルの実施にかかる公告について</b></p> <p>委託業者を決定するにあたり実施したプロポーザルについて、不適切な事例が認められた。</p> <p>具体的には、応募者がいない場合はそれまでの契約者を再度契約者とする旨や、公募の結果参加要件を満たすと認められる応募者が1者の場合は当該応募者を審査することなく契約者とする旨を公告文中に明記したものである。</p>	<p>プロポーザルの参加者の募集においては、ホームページにプロポーザル情報を掲示し、広く情報提供を行うことで周知広報に努めた。また、複数の応募を前提とした公告文に改めた。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>これらの取扱いは、「企画面での競い合いを経て、よりよい提案を事業化しようとする」プロポーザル制度の利点を大きく損ねるものである。</p> <p>今後は、複数者の応募を前提とした公告文とするとともに、実際に複数者の応募が得られるよう努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>「出資による権利」の報告について</b> 南和広域医療組合整備運営基金に対する出資について会計管理者へ報告されていなかった事例が認められた。</p> <p>財産管理及びその報告業務は、会計上、重要なものであり、今後は、奈良県会計規則に基づき適正に行うべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>看護師等修学資金貸付金の償還未済金の回収について</b> 看護師等修学資金貸付金について、引き続き多額の償還未済金が認められた。</p> <p>滞納整理に向けた努力はされており、未済額全体が対前年度比で減少していることは評価できるものの、いまだ多額であることから、今後も引き続き一層の収納促進に努められたい。 (意見)</p>	<p>今後は、課の複数の係で報告内容を確認するよう業務の進め方を改善している。</p> <p>償還未済金については、貸与者本人及び保証人に対し、文書送付や電話、自宅訪問等による督促の強化を図っており、今後も制度の趣旨徹底により未収金の発生防止に取り組むとともに、滞納者に対する継続的な納付指導を行い、一層の収納促進に努める。</p>
<p>病院マネジメント課（旧医療管理課、県立病院法人化準備室分）</p> <p>新奈良病院建設室</p>	7月23日	<p><b>物品購入調書の決裁について</b> 備品を購入した際、支出手続に問題はなかったものの、物品購入調書を綴じてただけでその決裁を得ておらず、出納員にその調書を送付していない事例が認められた。この調書は、所属長から出納員に送付しなければならないと会計規則に定められている。</p> <p>今後は、実効性のあるチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則に則り適正な事務処理に努めるべきである。 (注意事項)</p>	<p>今後は、備品購入にかかる支出命令書の決裁時に庶務担当者が調書に決裁を得て出納員に送付することとし、事務処理の適正化を図る。</p>
保健予防課	7月23日	<p><b>未熟児養育医療費負担金にかかる債権管理及び未収金の回収について</b> 未熟児養育医療費負担金について、引き続き未収金の増加が認められた。また、滞納整理への対応にも積極性を欠いていると思われる。さらに、不納欠損処理も平成21年度が最後であり、適切な債権管理がなされているとは言えない。</p> <p>今後は、大幅な未収金縮減に向けて、具体的かつ効果的な対応策に積極的に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>未熟児養育事業は、権限委譲により平成25年度から市町村が実施主体となったことにより、県実施分にかかる未収金は平成24年度までの発生分がほとんどである。未収金の縮減に向けて、未収金対策にかかる研修を受講した上で、債務者への連絡を積極的に行っ</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p><b>原爆被爆者手当金の支給及び財産調書の報告について</b></p> <p>原爆被爆者手当金にかかる支給事務について、対象者が死亡しているにもかかわらず、その現況確認が不十分であったため、23ヶ月分にわたり支給を継続したため過払いとなってしまった事例が認められた。相続人からは分納誓約書が提出されたが、当初請求時における調定が正しく行われなかったこと、さらに分納となった場合の会計管理者への債権としての財産調書報告がなされなかったことなど、その後の取扱いも会計局が定めるところとなっていない。</p> <p>今後は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則、奈良県会計規則及び関係通知等に基づき、適切な現況確認、財産調書の報告及び過払金の早期回収を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(指摘事項)</p> <p><b>奈良県精神障害者社会復帰施設運営補助金及び障害者自立支援医療費の返還金にかかる未収金の回収について</b></p> <p>奈良県精神障害者社会復帰施設運営補助金及び障害者自立支援医療費の返還金について未収金が認められた。</p> <p>法に基づき、差押による強制徴収を試みるなど滞納整理に向けた努力はされているものの、いまだ未収額が多額であることや、当初未収額から大きな減少に至っていないことから、今後も、効果的な回収の方策を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(意見)</p>	<p>た結果、平成26年12月26日時点で453,127円を収納している。不納欠損処理に関しては、今一度対応すべき事例を精査した上で、今年度中に対応することを予定している。</p> <p>今後も本業務に取り組むことができるよう人員配置等の体制整備を含め、これまで以上に収納の促進に努めてまいりたい。</p> <p>原子爆弾被爆者手当金の支給事務に関しては、過払いの発生防止のため、住基ネットによる受給者の生存確認を担当者が1年あたり3回実施している。</p> <p>会計管理者への財産調書報告に関しても会計局の定める取り扱いに従い、平成26年度は期限内に行った。また、債務者からの回収も毎月滞ることなく実施している。今後もこれまで以上に注意を払いながら、過払い金の早期回収を目指していきたい。</p> <p>奈良県精神障害者社会復帰施設運営補助金の返還金にかかる未収金については、現在、当該社会福祉法人が破産手続きを開始しており、6月に債権者集会の開催が予定されている。破産が決定した段階で、返還金の請求にかかる名義を法人から元理事長及び元理事に変更する予定である。今後も、元理事の居所を探索する等、回収の方策について検討してまいりたい。</p> <p>障害者自立支援医療費の</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>薬務課</p>	<p>7月23日</p>	<p><b>資金前渡にかかる現金出納簿の作成及び精算手続等について</b>  資金前渡にかかる事務について、不適正な事務が認められた。  公共料金を除く資金前渡において、現金出納簿の作成がされていなかった。次に精算されていなかった経費があったこと、さらに従来から発生していた資金前渡職員口座の利子について適切な処理をされていなかったことである。  今後は奈良県会計規則及び関係通知等に基づき、適正な現金の管理をすべきである。(指摘事項)</p> <p><b>物品購入調書等の作成について</b>  備品を購入し、または廃棄した際、支出手続等に問題はなかったものの、物品購入調書または処分調書が未作成で、出納員へ送付していない事例が認められた。これらの調書は、所属長から出納員に送付しなければならないと会計規則に定められている。  今後は、実効性のあるチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則等に則り適正な事務処理に努めるべきである。(注意事項)</p>	<p>返還金にかかる未収金については、当該医療法人の理事長が詐欺及び傷害容の疑いで逮捕・起訴されているため、今後の状況等を見ながら、必要な方策について検討してまいりたい。</p> <p>資金前渡に関連して完結されていなかった事項（出納簿作成、精算処理、利子の歳入処理）については、指摘後直ちに処理を行うとともに、今後同様な事案が発生しないように、課員に対して今回の事案を共有し、注意喚起を行った。</p> <p>物品購入に関連して完結されていなかった事項（物品購入調書または処分調書の作成）については、指摘後直ちに処理を行うとともに、今後同様な事案が発生しないように、課員に対して今回の事案を共有し、注意喚起を行った。</p>
<p>くらし創造部  人権施策課</p>	<p>5月22日</p>	<p><b>専修学校等修学資金貸付金の償還未済金の回収について</b>  平成24年度専修学校等貸付金にかかる未収金が、前年度より増加し、なお多額の未収金が認められた。  高額滞納者に対する支払督促申立予告付催告、個別相談会の開催、土日の個別訪問の実施により未収金の回収に努められているが、適切な債権管理を行い、今後も一層収納の促進に努められたい。(注意事項)</p>	<p>専修学校修学資金の返還未収金については、従来より滞納者への文書督促や個別相談会、督促訪問を実施してきた。  平成26年度も土日の督促訪問を継続したところであるが、今後とも滞納者の状況等の把握に努め、免除申請手続きや分割納付等についても適切に指導するとともに、高額滞納者に対する支払督促申立予告付催告を強化するなど一層の未収金回収に向けて効果的な督促・回収に努めたい。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
景観・環境局 環境政策課	5月9日	<p><b>資金前渡にかかる現金出納簿の作成について</b></p> <p>資金前渡に関する支出事務において、資金前渡職員が備えるべき現金出納簿が作成されていなかった。</p> <p>今後は奈良県会計規則に基づき、現金出納簿を作成し、適正な現金の管理をすべきである。(注意事項)</p> <p><b>委託契約にかかる概算払について</b></p> <p>委託費の執行について、契約期間終了間際にその全額を概算払していた事例が認められた。</p> <p>概算払は会計例規上認められた支払方法ではあるが、その運用において、履行期限直前にその全額を支払うことはほとんど例がない。</p> <p>今後概算払を行おうとする場合は、その時期及び必要性を慎重に検討し、適正に取り扱うことが求められる。(意見)</p>	<p>平成25年4月より現金出納簿を作成し、適切な現金の管理を行っている。</p> <p>今後は、委託にかかる概算払を執行する場合は、その時期及び必要性を慎重に検討し、適正に取り扱うこととする。</p>
廃棄物対策課	5月9日	<p><b>資金前渡にかかる現金出納簿の作成について</b></p> <p>公共料金等の資金前渡において、資金前渡職員が備えるべき現金出納簿が作成されていなかった。</p> <p>今後は奈良県会計規則に基づき、現金出納簿を作成し、適正な現金の管理をすべきである。(注意事項)</p>	<p>平成25年4月より現金出納簿を作成し、適切な現金の管理を行っている。</p>
景観・自然環境課（旧風致景観課分）	5月9日	<p><b>入札仕様書における個人情報の取扱いについて</b></p> <p>歴史的風土保存買入事業にかかる不動産鑑定業者を決定するための一般競争入札仕様書の中で、鑑定対象地一覧に、所在、地積、地目のほか、所有者名及び地番までを掲載開示したものである。</p> <p>事例発生後は、対象者への謝罪や報道発表を行うとともに、複数者によるチェック体制を整備するなど、再発の防止に向け取り組まれているところではあるが、関係法令に基づき、さらに厳格な個人情報の取扱いを行うよう万全を期されたい。(指摘事項)</p> <p><b>物品購入調書の作成について</b></p> <p>平成25年度に備品を購入した際、支出手続きに問題はなかったものの、物品購入調書が作成されていない事例が認められた。この調書は、所属長から出納員に送付しなければならないと</p>	<p>平成25年9月18日付で定めた「情報漏洩防止のための取り組みについて」に則り、職員研修を実施するとともに事業実施時には複数者によるチェックを行い、個人情報漏洩事故防止に努めている。</p> <p>備品購入の都度には、備品台帳への記入とともに財務システムの物品管理システムへの登録を行う。年度毎には、年度内に購入した</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>会計規則に定められている。            今後は、実効性のあるチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則に則り適正な事務処理に努めるべきである。            (注意事項)</p>	<p>備品と物品購入調書の突合を行い、登録漏れが無いようにする。</p>
<p>産業・雇用振興部</p> <p>企画管理室</p>	<p>5月8日</p>	<p><b>公用車使用中における事故防止について</b></p> <p>公用車使用中の事故が認められた。            部局内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。            (意見)</p>	<p>委員監査の意見をうけて、5月12日開催の部内課長会議において、各課長に対し安全運転及び事故防止への周知を徹底し、翌13日付けで産業・雇用振興部内全所属長(出先機関を含む)宛に「県有自動車の事故防止について」の注意喚起の文書を送付した。            また、監査結果報告をうけて、その後開催した部内課長会議において、再度各課長に安全運転及び事故防止への周知を徹底し、課員各自が、安全運転を心がけるよう指導した。</p>
<p>地域産業課</p>	<p>5月8日</p>	<p><b>中小企業高度化資金貸付金等の償還未済金の回収について</b></p> <p>中小企業高度化資金貸付金(繊維構造改善事業貸付金を含む)、中小企業店舗高度化資金貸付金、小規模企業者等設備導入資金貸付金の償還未済金について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づく債権放棄の手続による不納欠損処分を行った結果、対平成24年度末比で約21億円減少したものの、その残高が多額である状況は依然として変わりはない。            電話、訪問、文書による督促にも努められているが、今後とも、新たな償還未済金の発生を防止することはもとより、発生済みの債権の保全及び回収にさらに積極的に取り組むことにより、償還未済金の実質的な縮減を図るよう努められたい。            (意見)</p>	<p>新たな償還未済金の発生を防止するために、新規貸付があれば、協調融資を行う中小企業基盤整備機構も参加した厳正な審査によって未収金増大防止に努めるとともに、正常償還先については、毎年決算書の提出を求めるなど状況把握に努め、約定どおりの償還が困難となった場合には、債務者に寄り添いモニタリングしながら、コンサルティングを通じて経営改善を促しつつ回収を図っている。            債権の保全については、不動産登記簿や固定資産評価証明書等を入手し、サービサーによる組合及び連帯保証人の資産調査結果や担保物件の不動産鑑定調査結果と比較し、資産状況に変動がないか確認を行い、債務者の返済能力の把握に努</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
			<p>めている。</p> <p>また、償還未済金の回収については、民間金融機関で債権管理業務を経験した者を23年度より1名、24年度より更に1名嘱託職員として雇用し延滞債権の回収強化を図っており、貸付先の生活実態や資産状況等の情報を把握しつつ、法的措置も視野に入れながら督促に当たっている。</p>
産業政策課	5月8日	<p><b>資金前渡にかかる現金出納簿の作成について</b></p> <p>公共料金等の資金前渡において、資金前渡職員が備えるべき現金出納簿が作成されていなかった。</p> <p>今後は奈良県会計規則に基づき、現金出納簿を作成し、適正な現金の管理をすべきである。(注意事項)</p>	<p>奈良県会計規則に基づき、資金前渡職員が備えるべき現金出納簿を作成し、所属長による月次検査を実施する。</p>
雇用労政課	5月8日	<p><b>プロポーザルによる契約相手方の選定について</b></p> <p>雇用促進にかかる委託契約先を決定するにあたり、プロポーザルを実施したものの1者しか参加しなかった事例が多数認められた。医療、介護、農業、美容等、参入できる業者の絶対数が少ない分野もあることを考慮するとしても、プロポーザルは、企画面での競い合いを前提とし、よりよい提案を事業化しようとする制度であるから、1者の参加のみではこの目的を達することは困難である。</p> <p>今後さらに、業務仕様書の内容や周知広報の方策はもとより、受け皿となる事業者の開拓等にも一層工夫を凝らし、複数者の参加が得られるよう努められたい。(意見)</p>	<p>職業訓練の委託契約先を決定するには、法規定に基づく適切な教科内容、施設・設備を確保する必要がある、参入できる事業所には限りがある。その中で、少しでも多くの事業所が参入できるように、参入可能な事業所に対しては個別に事業説明を行っている。25年度は、絶対数が少ない介護分野の事業所2社に対し、訓練の基準など具体の事業説明を行った。</p> <p>また、26年度は公告期間を25年度より延長するとともに、訓練関係者の会議等において、より多くの事業所への周知に努めた。</p>
農 林 部			
企画管理室	5月27日	<p><b>公用車使用中における事故防止について</b></p> <p>農林部内において、公用車使用中の事故が数件認められた。部内各所属に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。(意見)</p>	<p>農林部所属長会議において、部内各所属に対し、各職員が公用車の安全運転を心がけ、車両の適切な管理に努めるよう、指導を行った。また、企画管理室長か</p>



部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
マーケティング課	5月27日	<p><b>委託契約に定めのない概算払について</b>  概算払の規定が無い委託契約において、変更契約手続をせずに概算払を行っていた事例が認められた。  今後は、適正な契約事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p><b>委託契約書の作成について</b>  業務委託において、契約書を締結することなく委託事業が開始されている案件が認められた。  今後は、奈良県契約規則に基づき遅滞なく契約を締結し、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p><b>工事の設計変更手続について</b>  工事契約の設計変更において、軽微な設計変更の限度額の範囲(当初設計の2割未満)を超えて(21.3%)いるにもかかわらず、農林部長の決裁手続を経ず契約変更されている事例が認められた。  農林事業の設計変更においては、「土木事業の設計変更に関する取扱いについて(改訂)」(平成23年4月1日付技第1号)を準用することとされている。  今後は、「土木事業の設計変更に関する取扱いについて」3(2)の規定に基づき、適正に契約変更が行われるべきである。（注意事項）</p> <p><b>内部統制の強化・充実について</b>  今回の監査において、支出や契約事務等について不適正な事務処理が多数認められた。  事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処されたい。（意見）</p>	<p>ら部内各所属長あて「公用車使用中における事故防止等について」により、文書による注意喚起も行った。</p> <p>委託契約に定めのない概算払について、今後は、奈良県契約規則等を遵守し、適正な契約事務に努める。概算払いが必要と考えられる契約については、当初から概算払の条項を契約に入れておくか、変更契約を経て支払う。</p> <p>委託契約書の作成について、今後は、奈良県契約規則等を遵守し、適正な契約事務に努める。委託相手方、内容等が決定すれば、遅滞なく契約を締結する。</p> <p>工事の設計変更手続にかかる今回の不適正処理については、契約制度の確認不足と内部のチェックが不十分であったためである。今後は、農林部において準用する「土木事業の設計変更に関する取扱い」を遵守し、適正な事務処理に努める。</p> <p>内部統制の強化・充実について、今後事務の執行にあたっては、関係法令や規則に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制等の整備による事務処理体制を強化し、内部統制の整備に努める。また、課内において、会計規則や関係通知等を周知徹底し、不適切な事務処理を防止し、関係法令や規則等に基づいて事務を執行するよう努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
農業水産振興課  全国豊かな海づくり大会推進室	5月26日	<p><b>業務委託の設計変更手続について</b></p> <p>測量業務委託の設計変更において、軽微な設計変更の限度額の範囲(当初設計の2割未満)を超えて(20.5%)いるにもかかわらず、農林部長の決裁手続を経ず契約変更されている事例が認められた。</p> <p>農林事業の設計変更においては、「土木事業の設計変更に関する取扱いについて(改訂)」(平成23年4月1日付技第1号)を準用することとされている。</p> <p>今後は、「土木事業の設計変更に関する取扱いについて」3(2)の規定に基づき、適正に契約変更が行われるべきである。(注意事項)</p>	<p>今回注意のあった設計変更の手続きについては、軽微な設計変更の限度額の範囲を超えていたため、設計変更協議伺書に農林部長決裁が必要であったが、行われていなかった。</p> <p>今後は、「土木事業の設計変更に関する取扱いについて」の規定に基づいた設計変更の適正な取扱いを行うとともに、契約事務等について課内でのチェックを厳密に行って、適正な事務執行に努める。</p>
地域農政課	5月27日	<p><b>補助金の交付決定額について</b></p> <p>平成25年度の補助金において、要綱で定められている補助金額と異なる金額で交付決定されているものが認められた。また、交付決定が、交付申請書が提出され相当期間が経過しているにもかかわらず補助対象事業者には通知されていなかった。</p> <p>今後は、補助金交付要綱及び奈良県補助金等交付規則に基づき適正に処理すべきである。(指摘事項)</p> <p><b>補助金の実績報告書について</b></p> <p>平成24年度の補助金において、実績報告書の確認及び文書の保存・管理がされていなかった。補助金交付要綱に基づき提出された実績報告書については速やかに確認を実施するとともに、奈良県行政文書管理規則に基づき、適正な文書の保存・管理に努められた。(注意事項)</p> <p><b>農業改良資金貸付金の償還未済金の回収について</b></p> <p>農業改良資金貸付金の償還未済金額は、前年度末と比較して大きく減少しているものの、なお多額の償還未済額が認められた。</p>	<p>補助金の交付決定額については、補助金の交付手続の遂行に際し、補助金交付要綱及び県補助金等交付規則の規定に基づく適正な処理について課内に周知徹底する。併せて、それぞれの手続段階で、規定等を確認して実施していることを確認できるよう、事務処理のチェックリストを定めて、再発防止に努める。</p> <p>補助金の実績報告書についても、補助金の交付手続の遂行に際し、補助金交付要綱及び県補助金等交付規則の規定に基づく適正な処理について課内に周知徹底する。併せて、それぞれの手続段階で、規定等を確認して実施していることを確認できるよう、事務処理のチェックリストを定めて、再発防止に努める。また、文書の管理について、県行政文書管理規則の周知を図り、再発防止に努める。</p> <p>農業改良資金貸付金の償還未済金については、訴訟提起又は分割返済で対応している。訴訟提起した案件</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>分割返済の実行や訴訟提起など未収金の回収に向け努力されているが、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、今後も一層、未収金の収納の促進に努められたい。(意見)</p>	<p>は、全て県勝訴の判決が確定したところであり、確定したのから順に財産調査を行い、分割返済等に対応している。なお、分割返還を行っている案件は、月々の返済が滞らないよう進捗管理していく。</p> <p>また、約定償還中の債務者についても、農林振興事務所とともに、引き続き経営改善を指導することにより、新たな延滞の発生を未然に防止するよう努めていく。</p>
林業振興課	5月26日	<p><b>林業改善資金貸付金の償還未済金の回収について</b></p> <p>林業改善資金貸付金の償還未済金額は前年度末と比較し減少しているものの、なお多額の償還未済額が認められた。</p> <p>支払督促や分割納付指導等、未収金の回収に向け努力されているが、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、今後も一層、未収金の収納の促進に努められたい。(意見)</p>	<p>林業改善資金貸付金については、借受者の返還状況を随時確認し、借受者との連絡を頻繁に行うことにより新たな未収金の発生防止に努めるとともに、償還未済金については、滞納者に対する電話や文書による督促を行うことにより収納の促進に努めている。今後とも未収金の回収強化に努め、未収額の圧縮に努める。</p>
<p>県土マネジメント部</p> <p>企画管理室 (収用委員会事務局)</p>	6月5日	<p><b>公用車使用中における事故防止について</b></p> <p>土木事務所において、公用車使用中の事故が認められた。</p> <p>部局内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。(意見)</p>	<p>平成27年1月5日付け県土企第321号「県有自動車の事故防止等について(注意喚起)」により各所属長あて通知を行い、各職員への注意喚起、周知徹底を図った。</p>
公共工事契約課	6月5日	<p><b>資金前渡にかかる現金出納簿の作成について</b></p> <p>公共料金等の資金前渡において、資金前渡職員が備えるべき現金出納簿が作成されていなかった。</p> <p>今後は奈良県会計規則に基づき、現金出納簿を作成し、適正な現金の管理をすべきである。(注意事項)</p>	<p>速やかに現金出納簿を作成し、奈良県会計規則に基づいた処理を行っている。今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な現金管理に努める。</p>
用地対策課	6月5日	<p><b>物品購入調書の決裁について</b></p> <p>平成25年度に備品を購入した際、支出手続に問題はなかったものの、物品購入調書の作成にあたり、決裁を得</p>	<p>当該物品購入調書については、備品購入にかかる支出命令書の決裁時に、庶務</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>ず担当者が調書を作成するに留まっていた事例が認められた。この調書は、所属長から出納員に送付しなければならないと会計規則に定められている。</p> <p>今後は、実効性のあるチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則に則り適正な事務処理に努めるべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>担当者が調書の決裁を得ることとした。</p>
道路建設課	6月3日	<p><b>契約解除に伴う損害賠償金の債権管理について</b></p> <p>未収金（債権）の管理について、不適正な取扱いが認められた。</p> <p>工事請負契約解除に伴う損害賠償金2件であるが、未収金整理票を調査したところ1件は平成17年8月から、もう1件は平成20年1月から現在（平成26年1月）までの処理状況が記載されていない。いずれの未収金も回収は相当に困難であると察せられるが、「奈良県土木使用料等の徴収に係る取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）に規定する「債権管理」を適正に行っているとはいえない。また、債務者の直近の状況を適切に把握していないため、不納欠損処分事由に該当するか否かの判断もできていない。</p> <p>今後は、「取扱要綱」、関連通知及び「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」等に基づき、適正な債権管理に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>それぞれの債務者に対し、訪問により直近の状況を把握するとともに、催告を行った。また、事案ごとにその処理状況等を記録した。</p> <p>今後は、「奈良県土木使用料等の徴収に係る取扱要綱」、関連通知及び「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」等に基づき、適正な債権管理に努める。</p>
道路環境課	6月3日	<p><b>物品購入調書の作成について</b></p> <p>平成24年度末に備品を購入した際、支出手続に問題はなかったものの、物品購入調書が作成されていない事例が認められた。この調書は、所属長から出納員に送付しなければならないと会計規則に定められている。</p> <p>今後は、実効性のあるチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則に則り適正な事務処理に努めるべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>物品購入調書については速やかに作成し出納員に送付した。</p> <p>今後は奈良県会計規則に基づき適正に会計事務を行うとともに、書類の不備等が生じないように内部のチェック体制の充実を図ることで、再発を防止する。</p>
道路管理課	6月3日	<p><b>公用車の自賠責保険料の支払について</b></p> <p>公用車の継続車検受検にかかる自賠責保険料において受検日後の支出が認められた。</p> <p>自賠責保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、自賠責保険料の支出については適正に処理すべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>今後は、公用車継続車検受検時の自賠責保険料について、車検満了期日を再確認のうえ車検受検前に前払いによる支出を行うよう、奈良県会計規則ほか各関係法令、通知等に基づき、適切な事務処理を行うよう課</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
砂防課 深層崩壊対策室	6月5日	<b>公有財産の台帳登載について</b> 所管する出資による権利について、公有財産台帳に登載されていないものが認められた。 これは、財産管理の新システムへ当該データを移行しなかったためである。今後は、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)	内周知を徹底し再発防止に努める。  登録漏れのあった1件の出えん金について、平成26年9月16日付けで台帳登録(システム登録)を行った。
まちづくり推進局 地域デザイン推進課 都市計画室	7月22日	<b>補助金の実績報告書の確認について</b> 補助事業について、実績報告書及び請求書、領収書等の証拠書類は提出されているものの、支出内容が記載されていないなど補助金の目的に適合するものであるかどうかの確認が十分できていないものが認められた。 今後は、事業者より実績報告とともに、補助対象経費が適正なものであることが判断できる証拠書類を徴し、必要に応じ現地調査等により十分な確認を行うよう努められたい。(意見)	事業者より、実績報告とともに、別紙に記載のうえ提出させる又は請求書における但し書きに購入物品名を記載させる等補助対象経費が適正なものであることが判断できる証拠書類を徴し、必要に応じ現地調査等により十分な確認を行うこととする。
奈良公園室	7月22日	<b>契約保証金の受入事務について</b> 奈良公園観光情報発信事業において、契約保証金の受入事務の遅延が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)	今後は、適正な事務処理に努めるとともに、契約を交わす場合の契約保証金免除規定の適用については迅速に審査・確認を行うよう内部チェック体制を強化する。
住宅課	7月22日	<b>県営住宅使用料等にかかる未収金の回収について</b> 県営住宅使用料、入居者負担修繕費、明渡請求後の住宅損害金において、未収金の増加が認められた。 滞納者に対する明渡訴訟や強制執行などの法的措置、債権回収の民間委託等、指定管理者等と連携し収納対策を講じられているが、今後も一層、新たな未収金の発生防止及び収納の促進に努められたい。(指摘事項)	県営住宅使用料については、その納付を確実にするために、口座振替払いを促進するとともに、口座引き落としが不能であった者や直接払いを行う者に対しては、現地における収納窓口の開設、戸別訪問による納付指導を行い、収納率の向上を図っている。 入居者負担修繕費及び明渡請求後の住宅損害金についても、退去時点や訴訟和解時点での納付指導の強化に取り組んでいるところである。 また、退去滞納者に対す

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p><b>県営住宅の水道料金にかかる未収金の回収について</b></p> <p>一部の県営住宅では、入居者が利用する水道料金を県側で各入居者から集金し、市水道局に支払っている。この水道料金に未収金が発生しており、平成25年度において未収金の増加が認められた。</p> <p>今後一層、県営住宅管理事務所及び指定管理者と連携を図り、未収金の発生防止及び収納促進に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>る債権回収については、平成25年度から弁護士への委託に変更し、少しずつ成果が現れつつあることから、今後も、効果的な回収のため委託を行う予定である。</p> <p>なお、入居者に対する滞納の事前防止に効果があるものとして、県営住宅における管理運営の適正化に向けた家賃滞納者への督促、明渡等請求訴訟及び強制執行による取組等を公表（報道発表）している。今後も継続して公表することで、効果的な滞納の解消を図っていく。</p> <p>水道料金の未収金については、指定管理者が毎月団地集会所に赴き、現地出張窓口を設けて徴収に努めるとともに、滞納者に対し文書での督促を行っている。</p> <p>また、本来、水道料金は、各水道事業者が入居者から直接徴収すべきものであるとして、奈良市、大和郡山市及び天理市へ入居者からの直接徴収の要望書を提出した。これが実現されることにより、水道料金の徴収業務そのものが不要となるものと考えている。</p> <p>今後、指定管理者、県営住宅管理事務所に加え、水道事業者とも協力しながら、未収金の回収に努める。</p>
<p>会 計 局</p> <p>会計局</p>	<p>8月1日</p>	<p><b>契約事務の適正化について</b></p> <p>会計局においては、契約の公平性、透明性及び競争性を確保するため、随意契約の締結にあたって厳正な取扱いを図るよう、指導されているところである。</p> <p>しかし、各所属の定期監査において、プロポーザル方式による契約についての統一的な取扱いが定められていないことや、契約の軽微な変更の範囲など</p>	<p>プロポーザル方式による契約については、契約対象となる業務内容や実施方法等が部局間で大きく異なるといった理由もあって全庁統一的な取扱いがされていない現状にあることは承知している。会計局として統一的な処理方法やルール策</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>が明確にされていないことなどに起因すると思われる事例が散見された。</p> <p>会計局においても、様々な取組がなされているところであるが、なお一層、契約事務の適正化に向け、関係例規や基準、考え方等を具体的に示してその周知を図るなど、指導の徹底に努められたい。</p> <p>(意見)</p>	<p>定など可能な対応について引き続き検討を行う。</p> <p>契約変更については、変更内容や変更理由が種々様々であるため、その取扱いは個別の状況によって適切に判断すべきものであると考えるが、他府県の状況も勘案しながら、全庁統一ルール策定の可否や妥当性について引き続き検討を行う。</p> <p>今後とも契約事務の適正化に向け、会計例規に則り、慎重かつ厳正な取扱いを行うよう、引き続き指導してまいりたい。</p>
<p>議 会 事 務 局</p> <p>議会事務局</p>	<p>7月31日</p>	<p><b>補助金交付決定前の事業着手について</b></p> <p>平成25年度の補助金において、補助対象事業の着手後に補助金交付申請書が提出され、交付決定が行われているものが認められた。</p> <p>補助金の交付申請及び交付決定は、補助対象事業の着手前に行うことが必要であり、今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>平成26年度の補助対象事業の着手前に、補助金の交付決定を行った。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正な事務の執行に努める。</p>
<p>教 育 委 員 会</p> <p>企画管理室</p>	<p>8月4日</p>	<p><b>公用車使用中における事故防止について</b></p> <p>教育研究所において、公用車使用中の事故が認められた。</p> <p>事務局内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。</p> <p>(意見)</p>	<p>教育委員会事務局各課(室)及び出先機関の長に対し、公用車の使用時の安全運転の徹底及び車両の適切な管理について、所属職員への周知徹底及び厳格な指導を行うよう通知した。</p>
<p>学校支援課</p>	<p>8月4日</p>	<p><b>奨学資金貸付金等の償還未済金の回収について</b></p> <p>新規の貸付が終了している高校奨学資金貸付金、大学奨学資金貸付金及び高等学校全日制課程等修学奨励金について、償還未済額の増加が認められた。三奨学資金等に代わり、創設された修学支援奨学金及び育成奨学金についても、償還未済額の増加が認められた。</p> <p>文書や訪問による督促・催告、外部</p>	<p>奨学資金貸付金の償還未済金については、従来より滞納者への休日を含む訪問督促や返還相談会(県内17会場)の実施、さらに、支払督促等の法的措置や、所在不明や遠隔地等で回収が困難な債権についての債</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>委託等により未収金の回収に努められているところであるが、今後も新たな未収金の発生防止と既に発生している未収金の縮減に向け、収納方法の拡充や実効性のある徴収体制を整備するなど、より効果的な収納対策の強化に取り組み、収納の促進に努められたい。 (注意事項)</p> <p><b>高等学校授業料にかかる未収金の回収指導について</b></p> <p>高校授業料の未収金については、平成22年度からの授業料無償化や不納欠損等により前年度から減少しているが、依然として過年度分の未収金が残っている。授業料は公法上の債権であるため、5年間で消滅時効は完成するが、催告状の送付のみで、面談、訪問による催告を行っていないなど、徴収事務への取組が不十分な学校が見受けられた。</p> <p>未納となっている授業料等の徴収事務は、校長が納入義務者及び保護者に対し、未納が解消されるまで継続して行うものとなっている。</p> <p>県教育委員会は、該当校に対し、「奈良県立高等学校授業料及び入学金徴収事務取扱要綱」に基づき、適正な徴収事務に積極的に取り組むよう、強く助言・指導を行うべきである。(意見)</p>	<p>権回収委託を実施しており、平成26年度は現行奨学金返還者のうち、直近3年以上返還のない者も債権回収委託の対象者とし、拡充している。</p> <p>また、特に、修学支援奨学金・育成奨学金については、返還未済金を増加させないため、平成25年度より、口座振替可能な金融機関を1行から5行に増やし、返還の利便性向上と収納率の向上を図っている。</p> <p>今後は、貸与申請、貸与決定時等に貸与終了後の返還への意識付けによる、未収金の発生を未然に防止する取組や、未収金回収業者への委託対象の拡大、さらに、口座振替対応金融機関を拡大し、口座振替利用者の増加を図り、返還の利便性の向上と納付機会を拡大し、引き続き着実な償還未済金の回収に努めてまいりたい。</p> <p>高等学校授業料の未収金については、適正な管理を行うために、未収額のある県立高等学校の授業料担当者、督促や法的措置、不納欠損処理等について、理解を深めて適正な債権管理が行えるよう、担当者会議、個別相談等を実施している。</p> <p>しかし、取組の十分でない学校があることから、各学校から定期的に未収金への取組等の現況報告を実施し、個別相談等を充実させ、適正な債権管理を図り、引き続き未収金の回収に努めてまいりたい。</p>



部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
教職員課	8月1日	<p><b>新聞購読料の支払について</b>  平成24年度に支出すべき新聞購読料を平成25年度予算で支出しているものが認められた。  今後は、内部のチェック体制の整備を図り、会計年度独立の原則に基づき適正な予算執行に努めるべきである。  (注意事項)</p>	<p>債権者からの請求が出納閉鎖期間までになかったため、次年度予算での支出となったものである。今後は、以下のような確認を行うことにより、内部のチェック体制をより強化する。  (1) 契約の履行以降の相手方からの請求状況の確認  (2) 年度末における当該年度の予算執行状況の確認</p>
学校教育課 生徒指導支援室	8月1日	<p><b>ボランティア保険の加入手続について</b>  ボランティア活動保険について、保険料の払込がボランティア活動開始日より後に行われていた。補償期間は、加入手続完了日の翌日から年度末までであることから、今後は、適時に加入手続を行うべきである。(注意事項)</p> <p><b>負担金にかかる変更承認手続について</b>  第57回奈良県へき地教育研究大会の負担金において、事業に要する経費の配分を変更したにもかかわらず、変更内容の承認手続を行っていないものが認められた。  今後は、負担金交付要綱に基づき、実施計画に変更が生じた場合は、変更の必要性を精査し、速やかに経費の配分変更の手続をとるよう指導するとともに、額の確定においては、事業報告書の審査を行い、使途を確認するなど、負担金の適正な履行確認に努められたい。  (注意事項)</p> <p><b>補助金の交付決定について</b>  補助金の交付申請を受理しているにもかかわらず、交付決定がかなり遅延している事例が認められた。  当該補助金交付事務の手順を再検討し、今後は補助金の交付目的と奈良県補助金等交付規則の主旨に則した執行に努めるべきである。(注意事項)</p> <p><b>委託業務の内容等について</b>  県内高等学校が組織する各種連合会に対する委託業務において、委託業務の目的や内容が明確にされていないものが散見された。  今後は、業務についての目的や内容を明確にし、適正な事務執行に努めるべきである。(注意事項)</p> <p><b>資金前渡の精算手続について</b>  需用費その他(研修会資料代)の資</p>	<p>今後は、ボランティア活動開始日より前に保険の加入手続を行う。</p> <p>今後は、負担金交付要綱に基づき、実施計画に変更が生じた場合は、変更の必要性を精査し、速やかに経費の配分変更の手続きをとるよう実行委員会に指導するとともに、額の確定においては、事業報告書の審査を行い、使途を確認するなど、負担金の適正な履行確認に努める。</p> <p>今後は、補助金の交付目的と奈良県補助金等交付規則の主旨に則した事務を行い、交付決定が遅延しないよう努める。</p> <p>今後は、委託業務についての目的や内容を明確にし、適正な事務執行に努める。</p> <p>今後は、チェック体制を</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>金前渡において、精算が完了していない者に対し、重ねて資金の前渡を行っていた。今後は奈良県会計規則に基づき適正に処理すべきである。</p> <p>(注意事項)</p> <p><b>内部統制の強化・充実について</b></p> <p>前年度に内部統制について意見を出したところであるが、今回の監査においても契約、支出事務等に不適正な事務処理が多数認められた。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処のうえ、万全を期されたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>強化し、奈良県会計規則に基づき適正な事務処理を行う。</p> <p>今後は、課内において関係法令や規則等を周知徹底し、課員一人一人の理解を深め、互いにチェックできる環境を整えることにより、適正な事務処理に努める。</p>
保健体育課	8月4日	<p><b>物品購入調書の作成について</b></p> <p>備品を購入した際、支出手続に問題はなかったものの、物品購入調書が作成されていない事例が認められた。この調書は所属長から出納員に送付しなければならないと会計規則に定められている。</p> <p>今後は、実効性のあるチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則に則り適正な事務処理に努めるべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>今後は、課内において会計規則や関係通知等を周知徹底し、課員一人一人の理解を深め、互いにチェックできる環境を整えることにより、規則に則り適正な事務処理を執行するよう努める。</p>
文化財保存課	8月1日	<p><b>補助金にかかる変更承認手続について</b></p> <p>補助金の交付事務において、必要な変更承認の申請手続が行われていないものが認められた。</p> <p>今後は、補助対象事業者への指導に努めるとともに、奈良県補助金等交付規則に基づき補助金交付事務手続の適正化を図られたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p><b>公有財産異動等報告書の提出について</b></p> <p>委託料で取得した工作物について、公有財産異動等報告書の提出を行わなかったため、総務部長が備える公有財産台帳への登録が漏れているものが認められた。</p> <p>今後は、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>今後は、奈良県補助金等交付規則に基づき、補助対象事業者に対し必要な変更承認の申請手続を指導する等、適正な執行に努める。</p> <p>指摘を受けた公有財産異動等報告書については、指摘後速やかに提出し、公有財産台帳への登録を完了した。</p> <p>今後は、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努める。</p>
<p>警 察 本 部</p> <p>警察本部</p>	7月31日	<p><b>放置違反金にかかる未収金の回収について</b></p> <p>放置違反金において、前年度に比べ減少はしているものの、なお、多額の未収金が認められた。</p>	<p>滞納者に任意納付を促すため、平成25年7月から催告状に「財産の差押えに</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>文書、電話等による督促、訪問または、滞納処分等による未収金の回収に努められているところであるが、今後一層収納の促進に努められたい。 (意見)</p> <p><b>随意契約における見積書提出業者の選定について</b>            感染性廃棄物処理業務委託において、2者の見積合わせにあたり、過去3年間、価格に乖離があるうえ、固定された特定業者から見積を徴し、同じ業者と契約している事例が認められた。これは、実質的な競争が働いておらず見積合わせが形骸化しているといえる。            今後、見積徴取業者の選定にあたっては、実質的な競争の確保、充実を図るよう努められたい。(意見)</p> <p><b>公用車使用中における事故防止について</b>            警察本部及び警察署において、公用車使用中の事故が認められた。            前年度に比較して事故件数が増加し、かつ、不注意による事故も多く見られる。            警察本部各課及び各警察署に対し、自動車事故防止に向けて職員への安全運転意識の徹底を図るとともに車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。(意見)</p>	<p>ついて」という通知文の同封を始めたところ、催告状発出後の平均納付率が上昇するなど効果が見られた。よって、今後も上記通知文の同封を継続するとともに、他府県の取組を参考として、長期滞納者に対する催告状の色分けを導入することとし、滞納者の放置違反金納付意識の向上を図り、更なる未収金の収納促進に努めていくこととする。</p> <p>現在の見積徴取業者は、業務の重要性を考慮し、過去に同種委託契約を締結し、これを誠実に履行した実績のあるものを選定していたが、今後は、近隣府県の同種委託契約状況を考慮するなど、より多くの業者に見積競争参加の機会を与えることにより、競争の確保と充実を図っていくこととする。</p> <p>交通事故の当事者となった職員に対して安全運転講習を実施するとともに、各所属長に対して部下職員への安全運転意識の徹底を図ったうえ交通事故防止に向けた各種施策の推進を指示した。            昼夜を問わず警戒体制の保持を求められる警察職務において、車両運転時であっても集中力を欠かさないよう今後とも指示を徹底する。</p>

イ 出先機関

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
健康福祉部 中和福祉事務所	4月18日	<p><b>生活保護費返還金にかかる未収金の回収について</b>            生活保護費返還金において未収金の大幅な増加が認められた。電話、訪問</p>	<p>返還金発生を未然に防止するため、夏季及び歳末時</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>等により未収金の回収に努められているが、適切な債権管理を行い、今後も一層、収納の促進に努められたい。</p> <p>また、平成22年度から不納欠損処理を行っていなかった。当該債権は公法上の債権であることから、消滅時効期間が経過したものにあっては、債権不納欠損処分基準及び関係通知に基づき、適時適正な不納欠損処理に努められたい。(指摘事項)</p> <p><b>重要物品の報告等について</b></p> <p>重要物品について、会計管理者への金額等の報告漏れ及び備品管理簿への記載漏れが認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行い、複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努めるべきである。(注意事項)</p>	<p>に収入申告義務に関する啓發文書を全戸配布、また担当ケースワーカーが収入申告義務について説明を行う際には、説明を受けた本人が署名し押印する確認書面の徴取といった取組を継続して実施するとともに、平成26年9月には、就労の可能性がある高校生の子供がいる被保護世帯に焦点を絞り、保護者向け啓發文書の他、高校生本人向けの啓發文書も作成のうえ配布を行った。</p> <p>なお、返還義務者に対しては、引き続き世帯の生活状況の把握を行い、督促状況等の送付や電話による催告、訪問による納入指導等を実施し、未収金回収に努めていく。</p> <p>また、不納欠損処理については今後、債権不納欠損処分基準及び関係通知に基づき適時適正な処理に努めることとし、平成26年度においては、消滅時効期間が経過した11件の債権について、処理を行う予定である。</p> <p>今後は複数の者による確認を徹底し事務所内のチェック体制を強化するとともに、奈良県会計規則等に基づき適正な事務の執行に努める。</p>
視覚障害者福祉センター	3月24日	<p><b>資金前渡の精算手続について</b></p> <p>研修会にかかる資料代の資金前渡を受けた者が、支払に関して証拠となるべき書類を添えずに精算書を作成していた事例が認められた。また、当該経費の精算が完了していないにもかかわらず、重ねて資金の前渡を行っていた。</p> <p>今後は奈良県会計規則に基づき適正に処理すべきである。(注意事項)</p>	<p>今後は、資金前渡の精算手続きを速やかに行うなど、奈良県会計規則に基づき適正な事務処理に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
こども・女性局 精華学院	4月15日	<b>立替払について</b> 重量税印紙及び賄材料費の支出において、職員が立替払しているものが認められた。地方自治法及び同施行令並びに奈良県会計規則では、立替払の規定がなく、法令及び規則に違反した支出である。 今後は、地方自治法等の関係法令・規則に基づき、適正な支出事務に努めるべきである。 (指摘事項)	今後は、立替払が発生しないよう職員への指導を徹底し、適正な支出事務の執行に努める。
医療政策部 薬事研究センター	4月18日	<b>随意契約における見積書提出業者の選定について</b> 除草、清掃及び消毒業務委託において、3者から見積書を徴しているが、価格に乖離があり実質的な競争が働いていないものが認められた。 また、清掃業務委託、植木剪定等業務委託契約においても、常に見積を徴した業者が特定業者に固定され、契約相手も同じ業者となり、見積合わせが形骸化しているものが見受けられた。 見積徴取業者の選定にあたっては、実質的な競争の確保、充実を図るよう努められたい。 (意見)	清掃業務委託については、今年度契約から新たな見積徴収業者を選定した。今年度契約予定の植木剪定等業務委託についても新たな見積徴収業者を選定し、実質的な競争性の確保に努める。除草、消毒業務委託については、3者から見積書を徴しているが、今後、選定業者を変更するなど実質的な競争性の確保に努める。
病院マネジメント課（旧奈良病院分）	7月25日	<b>医業収入にかかる個人未収金の回収について</b> 医業収入において、多額の個人未収金が認められた。これで3年連続、対前年度比で大幅な増となっている。 今後も引き続き適正な債権管理及び効果的な方法による早期回収に努めるとともに、新たな未収金発生の防止により一層努めるべきである。 (指摘事項)	未収金の縮減に向け、回収業務の初期対応と発生予防業務を集中的に実施・強化する。回収業務の早期対応として、督促や電話催告、分納相談等を迅速かつ積極的に行う。回収困難案件は、回収業務委託先の法律事務所に早期に委託して回収強化を図ると共に法的措置も検討する。また、クレジットカードや高額療養費限度額適用認定制度等の活用を一層進めるとともに、会計部署と相談担当部署が連携を密にして保険未加入者や身寄りの無い者等に対するきめ細かな相談を実施し、公的支援制度の活用促進を図るなど、関係部署が一体となった未収金発生の抑止に努める。

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p><b>随意契約理由の妥当性等について</b>  DPCデータにかかる分析委託契約について、随意契約理由や分割発注が妥当性を欠いている、また、仕様書が添付されていないため各契約の業務内容が明らかでない等の問題点が認められた。  今後は、地方自治法等の関係法令に基づき、適正な事務手続となるよう努めるべきである。(注意事項)</p> <p><b>委託契約に定めのない部分払について</b>  部分払の規定がない委託契約において、変更契約手続をせずに部分払を行った事例が認められた。  また、部分払された額が出来高額ではなく契約額の半額であった。  今後は、適正な契約事務の執行に努めるべきである。(注意事項)</p> <p><b>医療用器械備品の取得について</b>  医療用器械備品の取得時期が年度末に偏っていた。最新の医療機器を導入して活用することは、疾病の的確な診断及び治療において重要なことであり、患者サービスの向上にもつながることから、今後は、計画的・効果的な予算執行に努め、適切な時期に医療機器を取得するよう検討されたい。(意見)</p> <p><b>内部統制の強化・充実について</b>  前年度に内部統制について注意したところであるが、今回の監査においても、業務委託契約事務等に不適正な処理が複数認められた。  事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し、厳正に対処されたい。(注意事項)</p>	<p>今後は競争性・透明性・公平性をより重視し、随意契約は極めて限定的なものとし、一般競争入札によることを前提に、適正な調達手続を行う。</p> <p>今後は関係職員に委託内容と関連規定を周知し、事務処理の適正化を図る。</p> <p>医療用機械備品の取得は、機器の必要性、活用目的、類似機種と比較、機器構成の見直し、試用結果の評価及び価格等を総合的に勘案して発注するため、一連の事務処理に時間を要し、取得時期が年度末に至ったところ。  今後は発注事務の定期的な進捗管理を強化し、事務処理の迅速化と取得時期の適切化に努める。</p> <p>事務の執行に際しては関係法令や規程類の確認を徹底し、特に指導のあった点は事務処理方法の再確認や見直し、書類作成時の内容、添付書類、日付、印鑑の確認等に関し担当職員への指導を徹底する。また、各決裁過程における複数の職員によるチェック体制の強化・充実に一層努め、厳正な事務処理に努める。</p>
病院マネジメント課（旧三室病院分）	7月25日	<p><b>委託契約における変更契約について</b>  平成25年度の委託契約について、26年3月31日までにすべての業務が完了すべきところ、変更契約の手続をとることもなく、一部の業務が26年7月になって完了している事例が認</p>	<p>今後は関係職員に委託内容と関連規定を周知し、業務完了確認の徹底など事務処理の適正化を図る。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>められた。さらに、この契約にかかる委託料の全額を26年4月に支払っていた。</p> <p>今後は、地方自治法等の関係法令に則り、適正な事務執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>医業収入にかかる個人未収金の回収について</b></p> <p>医業収入において、昨年度に引き続き、多額の個人未収金が認められた。</p> <p>回収に向けて努力はされているものの、対前年度比で増加している。また、残額が多額であるので、今後も引き続き適正な債権管理及び効果的な方法による早期回収に努めるとともに、新たな未収金発生の防止に努められたい。</p> <p>また、平成20年度に発覚した入院の診療報酬請求漏れにかかる分についても、近年収納率が停滞しているため、回収促進に向け、法的措置等を含む具体的な方策を検討されたい。 (注意事項)</p> <p><b>委託契約の業務内容について</b></p> <p>給食業務委託について、業務内容や業務量が明確に定められていない事例が認められた。また、業務の遂行に支障はなかったものの受託責任者の配置等について、契約書にそぐわない状況が認められた。</p> <p>この契約の目的は、患者への食事の提供が適正に行われることにあることから、実態に即した契約内容の見直しを検討されたい。 (意見)</p>	<p>未収金の縮減に向け、回収業務の初期対応として発生予防業務を集中的に実施・強化する。回収業務の早期対応として、督促や電話催告、分納相談等を迅速かつ積極的に行う。回収困難案件は、回収業務委託先の法律事務所に早期に委託して回収強化を図ると共に法的措置も検討する。</p> <p>また、クレジットカードや高額療養費限度額適用認定制度等の活用を一層進めるとともに、会計部署と相談担当部署が連携を密にして保険未加入者や身寄りの無い者等に対するきめ細かな相談を実施し、公的支援制度の活用促進を図るなど、関係部署が一体となった未収金発生の抑止に努める。</p> <p>今後は関係職員に委託内容と関連規定を周知し、契約内容の見直しなど事務処理の適正化を図る。</p>
五條病院	7月25日	<p><b>委託業務完了前の全額支払について</b></p> <p>委託業務が完了する前に、委託料の全額を支払っていた事例が認められた。</p> <p>今後は、地方自治法及び奈良県会計規則等に基づき、委託業務の完了を確認のうえ支払を行うべきである。 (指摘事項)</p>	<p>従来、点検業務と修理業務は別契約とし、点検委託業務終了時に当該経費の支払を行っていたため、今年度は修理業務を点検委託業務に含めていたにも拘わらず、誤って点検委託業務終了時に支払を完了した。今</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p><b>随意契約理由の妥当性について</b></p> <p>医療用備品の賃貸借について、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を根拠として随意契約を行っているが、当該事例に該当するものとは認めがたい。地方公共団体の契約は一般競争入札によることが原則であり、随意契約は極めて限定的に採用されるべきものである。</p> <p>今後、このような案件については、競争性・透明性・公平性をより重視するという観点から、関係法令や規則等に基づいて適正に執行されたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p><b>公用車の自賠責保険料の支払について</b></p> <p>公用車の継続車検受検にかかる自賠責保険料において受検日後の支払が認められた。</p> <p>自賠責保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、自賠責保険料の支出については適正に処理すべきである。</p> <p>(注意事項)</p> <p><b>寄附財産の受納手続について</b></p> <p>車両2台の寄附を受けるにあたり、必要な書類の調製及びその決裁を得ていない事例が認められた。</p> <p>今後、財産の寄附を受ける場合においては、奈良県病院事業会計規則に従い、必要となる手続を適正に実施すべきである。</p> <p>(注意事項)</p> <p><b>医業収入にかかる個人未収金の回収について</b></p> <p>医業収入において、多額の個人未収金が認められた。</p> <p>回収に向けて、再来受診時の会計窓口での催告、電話・文書による督促、分割納付による収納相談を行うなど努力され、対前年度比では減少している。しかしながら、残額が多額であるので、今後も引き続き適正な債権管理及び効果的な方法による早期回収に努めるとともに、新たな未収金発生の防止に努められたい。</p> <p>(意見)</p>	<p>後は、関係職員に委託内容と関連規定を周知し、業務完了確認の徹底など事務処理の適正化を図る。</p> <p>医療機器の更新を賃貸借で行うため、複数の業者と幅広く価格交渉を重ねて経済性と迅速性等を総合的に判断し、他社より極めて低価格を提示した者と相対取引で契約したものであるが、今後は競争性・透明性・公平性をより重視し、随意契約は極めて限定的なものとし、一般競争入札によることを前提に、適正な調達手続を行う。</p> <p>自賠責保険料は、車検申込時に先払の事務処理を行い、車検終了後の費用の支払と明確に区分することで事務処理の適正化を図る。</p> <p>車両の受贈に当たり、財産受入及び登録手続等の調整を行った際、会計規則に基づく事務処理手続の一部に遺漏があった。今後は、寄附財産の受入に関する関係規定に基づく事務処理の周知徹底を図り、事務手続の内部チェック機能を強化するなど再発防止に努める。</p> <p>未収金の縮減に向け、回収業務の初期対応と発生予防業務を集中的に実施・強化する。回収業務の早期対応として、督促や電話催告、分納相談等を迅速かつ積極的に行う。回収困難案件は、回収業務委託先の法律事務所に早期に委託して回収強化を図ると共に法的措置も検討する。</p>



部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p><b>医療用器械備品の取得について</b></p> <p>医療用器械備品の取得時期が年度末に偏っていた。最新の医療機器を導入して活用することは、疾病の的確な診断及び治療において重要なことであり、患者サービスの向上にもつながることから、今後は、計画的・効果的な予算執行に努め、適切な時期に医療機器を取得されるよう検討されたい。（意見）</p> <p><b>内部統制の強化・充実について</b></p> <p>今回の監査においても、昨年度に引き続き、委託事務、備品の取扱い事務等に不適正な処理が多数認められた。事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し、厳正に対処されたい。（注意事項）</p>	<p>また、クレジットカードや高額療養費限度額適用認定制度等の活用を一層進めるとともに、会計部署と相談担当部署が連携を密にして保険未加入者や身寄りの無い者等に対するきめ細かな相談を実施し、公的支援制度の活用促進を図るなど、関係部署が一体となった未収金発生を抑止に努める。</p> <p>医療用機械備品の取得は、機器の必要性、活用目的、類似機種と比較、機器構成の見直し、試用結果の評価及び価格等を総合的に勘案して発注するため、一連の事務処理に時間を要し、取得時期が年度末に至ったところ。</p> <p>今後は発注事務の定期的な進捗管理を強化し、事務処理の迅速化と取得時期の適切化に努める。</p> <p>事務の執行に際しては関係法令や規程類の確認を徹底し、特に指導のあった点は事務処理方法の再確認や見直し、書類作成時の内容、添付書類、日付、印鑑の確認等に関し担当職員への指導を徹底する。また、各決裁過程における複数の職員によるチェック体制の強化充実に一層努め、厳正な事務処理に努める。</p>
<p>くらし創造部</p> <p>榎原公苑</p>	<p>3月24日</p>	<p><b>分任出納員による委任を受けていない現金の収納について</b></p> <p>分任出納員が事務の委任を受けていない現金を収納していた。</p> <p>今後は、現金収納について奈良県会計規則に基づき適正な会計処理の徹底に努めるべきである。（指摘事項）</p>	<p>分任出納員への事務委任に関する関係規程を改正し、平成26年4月1日より当該現金収納事務を行うことができることとした。今後は、現金収納について奈良県会計規則に基づき適正な会計処理の徹底に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p><b>覚書による長期賃貸借契約について</b>  カラ－複合機の賃貸借において、長期継続契約の経手を経ずに、覚書により長期にわたる賃貸借契約を締結し、しかも、中途解約の場合は残りの賃貸料を支払う旨規定しているものが認められた。  長期継続契約や債務負担行為などによるもののほかは、当該契約を締結することはできないものである。  今後は、会計年度独立の原則及び奈良県契約規則等に基づき適正な契約事務を行うべきである。（指摘事項）</p> <p><b>釣銭にかかる貸付金の執行方法について</b>  公苑本館の更衣室使用料を徴収する際の釣銭にかかる貸付金について、誤って資金前渡により支出処理し、精算処理を行っていなかった。貸付金は、奈良県会計規則第28条第2項に定める資金前渡可能な経費に含まれていない。今後、貸付金の執行にあたっては、奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p><b>資金前渡事務について</b>  公共料金にかかる資金前渡において、支出すべき日を誤ったことにより他の経費にかかる前渡資金で支払をしていた。  また、精算手続の遅延、精算書の資金前渡職員の押印もれ、現金出納簿への記載もれが複数件認められた。さらに公共料金用資金前渡口座と公共料金以外の資金前渡口座は別口座で管理すべきであるが同一口座で管理されていた。  これらのことは、支払時、精算時等におけるチェックが不十分であったことによるものであり、今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p><b>使用料の徴収額について</b>  奈良県立都市公園条例に基づき徴収する使用料について、過徴収が認められた。  同条例の一部改正により減額があったが、使用料の徴収額を改正前の旧額により調定していたものである。</p>	<p>関係機関との協議のうえ、覚書の期限年度である平成26年度末をもって当該契約を終了することとした。今後は、会計年度独立の原則及び奈良県契約規則等に基づき適正な契約業務の執行に努める。</p> <p>釣銭に係る貸付金については、平成26年度より榎原公苑長と出納員で貸付契約書を締結したうえ貸付を受け、年度終了時に返納による精算処理を行うなど適正な執行をすることとした。今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努める。</p> <p>資金前渡事務については、平成26年度より支出書類等の再度チェックの機会を設け、支払時、精算時等における内部チェック体制の強化を図ることとした。今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努める。</p> <p>過徴収した奈良県立都市公園条例に基づき徴収する使用料については、平成26年度中に返還することとした。今後は、使用料の徴収について、事務処理に留</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>適正に処理するとともに、今後の事務処理に留意すべきである。 (注意事項)</p> <p><b>支出科目について</b> 清掃消毒業務及び事務用紙の支払において、誤った支出科目による支出が認められた。 今後は、適正な科目で支出されたい。 (注意事項)</p> <p><b>随意契約における見積書提出業者の選定等について</b> 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（少額随意契約）により締結した16件のうち11件の委託契約については、前年度と同じ業者から見積書を徴していた。さらに、その業者の見積額も前年度と同額であった。このことは、業者選定において、適正な見積競争を実施するうえで慎重さを欠いていたものと認められる。 今後は、競争性、公平性、透明性の観点から、適正な業者選定に努められたい。 (意見)</p> <p><b>内部統制の強化・充実について</b> 今回の監査において、使用料の調定事務、現金収納事務、契約事務、資金前渡事務等について不適正な事務処理が多数認められた。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制を整備し、厳正に対処されたい。 (注意事項)</p>	<p>意し、適正に処理するよう努める。</p> <p>誤った支出科目による支出については、直ちに支出科目の訂正を行った。今後は奈良県会計規則に基づき、適正な科目で支出する。</p> <p>見積書徴収業者の選定に係る統一的な基準がないことから、平成26年度より、新たに発注可能な業者を調査したうえ、見積書徴収業者を変更、追加等した。今後は、競争性、公平性、透明性の観点から、適正な見積競争を実施するための業者選定に努める。</p> <p>不適正な事務処理の根絶のため、決裁過程におけるチェック体制を整備するほか、所管課（スポーツ振興課）による巡回相談や検証を実施し、内部統制の強化・充実を図ることとした。今後は、事務の執行にあたって、関係法令や規則等に基づき、適正な処理に努める。</p>
食品衛生検査所	2月18日	<p><b>資金前渡の精算手続について</b> 需用費その他（研修会資料代）の資金前渡において、前渡資金の精算手続を行っていないものが認められた。また、精算が完了していない者に対し、重ねて資金の前渡を行っていた。 今後は奈良県会計規則に基づき適正に処理すべきである。 (注意事項)</p>	<p>前渡資金の精算手続を行っていないものについて、早急に精算手続きを行った。今後は、奈良県会計規則に基づき適正に処理するように努める。</p>
農 林 部 中央卸売市場	4月11日	<p><b>市場使用料等にかかる未収金の回収について</b> 市場使用料等にかかる未収金は前年度に比べ減少しているものの、なお多額の未収金が認められた。 滞納等ルールを守らない事業者を撤退させる入退去基準を設ける等、悪質</p>	<p>平成25年度は未収金が発生している営業中の事業者に対しては、入退去基準及びそれに基づく滞納整理事務マニュアルにより納付</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>滞納者に対する納付指導強化に着手されているが、今後も新たな未収金の発生防止に努めるとともに、より一層効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。 (意見)</p>	<p>指導・督促を実施し、保証金を7件充当した。その結果、3ヶ月以上の長期滞納者は平成25年3月末時点で15社あったが、平成26年3月末で6社となった。廃業事業者については平成25年度末に破産廃止決定等により回収不能となったものについて不納欠損処分を行った。今後も入退去基準及びマニュアルの厳格な運用等により未収金の発生防止と回収に努めていく。</p>
家畜保健衛生所	4月11日	<p><b>長期継続契約の手続を欠く長期賃貸借契約等について</b> リース期間終了後の継続使用契約(再リース)において、長期継続契約の手続を経ずに複数年の契約を締結し、しかも、使用料を翌年度分を含め一括前金払していた事例が認められた。 今後、契約事務の執行にあたっては地方自治法及び奈良県会計規則に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>物品購入伺書の作成等について</b> 備品の購入において、支出負担行為の決裁を受ける前に請書を徴していた。また、物品調達システムによる物品購入伺書及び検査書が作成されていなかった。物品の購入にあたっては、奈良県会計規則及び関係通知等に基づくとともに、物品調達システムへの入力及び登録を行うなど、適正な事務処理を行うべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>現金収納にかかる現金出納簿の作成について</b> 家畜保健衛生所関係手数料において、分任出納員が現金を収納していたが、分任出納員が備え、現金の受払を記帳する現金出納簿が作成されていなかった。 今後は、奈良県会計規則に基づき、分任出納員は現金出納簿に必要な事項を適正に記載すべきである。 (注意事項)</p>	<p>指摘のあった契約については、平成26年度は単年度の賃貸借契約を締結し、賃借料は月払いとした。今後、長期継続契約を締結するにあたっては、所定の適正な手続を経て、法令、規則に基づく適正な事務処理に努める。</p> <p>物品購入伺書の作成等について、備品購入に際しては物品調達システムの入力及び登録により購入伺書及び検査書を作成するとともに、支出負担行為決裁後に契約を締結あるいは請書を徴取する。今後、施行前後の複数チェックを行うなど体制を強化し、会計規則等に基づく適正な事務処理に努める。</p> <p>現金収納にかかる現金出納簿の作成については、分任出納員ごとに現金出納簿を整備した。今後、会計規則に基づく適正な事務処理に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p><b>内部統制の強化・充実について</b>  前年度に内部統制について注意したところであるが、今回の監査においても契約・支出事務等に不適正な事務処理が多数認められた。  事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処されたい。  (指摘事項)</p>	<p>内部統制の強化・充実について、事務の執行に当たっては、その根拠となる最新の会計規則、契約規則等に必ず照らして処理するとともに、決裁過程、施行段階のいずれにおいてもチェックシート等による複数審査を必ず行うなど、チェックの徹底と体制強化に取り組み、法令、規則等の遵守と適正な事務処理に努める。</p>
<p>教育委員会  教育研究所</p>	<p>8月4日</p>	<p><b>公用車使用中における事故防止について</b>  公用車使用中の事故の発生が認められた。  公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。  (指摘事項)</p>	<p>平成25年9月20日の県有自動車事故の発生を受けて、10月3日付けで、事故を起こした職員に対し教育長名で「事故防止についての注意喚起」を行うとともに、平成26年3月10日に研究所員を対象とした「安全運転講習会」を開催し、安全運転及び事故防止について周知を図った。</p>
<p>高円高等学校</p>	<p>1月28日</p>	<p><b>旅費の過年度支出について</b>  平成24年度予算で支出すべき10月及び3月分の精算旅費を平成25年度予算で支出したものが認められた。さらに、過年度支出は支出負担行為の取扱いをとらなければならないが、支出負担行為決議兼支出命令書により処理を行っていた。  過年度支出は、地方自治法第208条で規定されている会計年度独立の原則の例外であり、今後は、地方自治法、会計規則及び関係通知に基づき適正な事務処理を行うべきである。  (指摘事項)</p> <p><b>寄附物品の受納手続について</b>  寄附された物品にかかる受納手続について、不適正な事例が認められた。  物品受贈調書がかい長から出納員に送付されておらず、また、当該物品が公有財産台帳に登載されていなかった。  寄附の受納により物品を取得する場合は、会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。  (注意事項)</p>	<p>旅費の年度末支払いについては、必ず年度内に支払を終えるよう執行見込額を正確に把握するとともに、予算の引き上げ時期に注意する。</p> <p>物品受贈調書を作成し、所属長から出納員に送付した。また、当該物品を公有財産管理システムに登載した。今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づいた適正な事務の執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
郡山高等学校	1月30日	<p><b>証紙収納簿の作成等収納手続について</b>  証紙などの収納にかかる事務処理について、平成24年度の入学考査料にかかる証紙収納簿が作成されておらず、またコピー代収納にかかる納付書兼領収証書綴において領収原符を切り離して保管していたという事例が認められた。  収納手続は誤謬や不正を防止するため厳格に行う必要があり、今後、会計規則及び各通知に基づき適切に処理すべきである。(注意事項)</p> <p><b>講師報酬の支払について</b>  外国語指導助手(A L T)の報酬について、1件の過払いが認められた。  適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。(注意事項)</p>	<p>証紙収納にかかる事務処理については、適正な管理に努める。また、切り離して綴じていた領収原符については、納付書兼領収書綴に戻し是正済みである。今後収納については、会計規則に基づき厳格かつ適正に行う。</p> <p>外国語指導助手(A L T)の過払い分報酬について、25年度任期終了の7月給料で精算済みである。  今後はA L T報酬の日割計算に十分注意し、適正な支給事務に努める。</p>
西和清陵高等学校	2月4日	<p><b>通勤手当の認定について</b>  通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、2件の過払いが認められた。  適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。(注意事項)</p>	<p>通勤手当の認定事務において、最短経路の確認を総務事務システムを使用して行ったが、確認経路に誤りがあり過払いが生じた。インターネット等を使い複数の経路検索を行い、最短経路の検証を行い、認定を是正したうえで、過払分については1月給与で返納させた。  今後は、認定事務についてのチェック体制も強化し、適正な事務処理に努める。</p>
王寺工業高等学校	2月4日	<p><b>高等学校授業料にかかる債権管理及び未収金の回収について</b>  高等学校授業料の未納者に対し、郵送、面談、訪問による催告を3年以上行っておらず、また、未納者の状況把握や未納者記録簿への記録がなされていないなど、徴収事務への取組が不十分であった。  授業料は公法上の債権であるため、5年間で消滅時効は完成することから、滞納者の状況把握や未納者記録簿への記録を確実にするなど、「奈良県立高等学校授業料及び入学金徴収事務取扱要綱」に基づき、適切な徴収事務に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>5年間の消滅時効の完成した者を除いた滞納者2名に対し、状況把握に努め未納者記録簿への記録を行っている。電話及び文書発送で催告し、両人から支払意思の確認をし徴収事務に取り組んでいる。  今後は、「奈良県立高等学校授業料及び入学金徴収事務取扱要領」に基づき、適切な徴収事務に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p><b>重要物品の報告等について</b>  重要物品について、会計管理者への金額等の報告誤り及び備品管理簿への記載誤りが再び認められた。  今後、重要物品の報告及び備品管理簿への記載については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行い、複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努めるべきである。  (指摘事項)</p>	<p>重要物品等の備品管理について、従前の紙台帳と現行の電算管理台帳との照合を行っていくとともに、現物と管理簿との齟齬が無いよう物品管理所管責任者と事務所管責任者及び担当者との密な連携体制の構築維持を図り、奈良県会計規則及び関係通知に基づいた適正な事務の執行に努める。</p>
吉野高等学校	2月6日	<p><b>扶養手当の認定について</b>  扶養手当の支給において事務処理を誤ったため1件の過払いが認められた。  適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。  (注意事項)</p> <p><b>自動販売機にかかる行政財産使用許可について</b>  自動販売機に併設されているゴミ箱について、実際には行政財産を占有しているにもかかわらず、申請者より行政財産の使用許可申請が提出されず、使用許可、使用料の徴収が行われていなかった。実態に即して、許可手続を行わせた上で、使用料の徴収をすべきである。  (注意事項)</p>	<p>認定データの修正を直ちに行い、過払い分については平成26年1月に納付させた。認定事務については、今後より一層の慎重な審査に努め、適正な処理をめざす。</p> <p>自動販売機に併設されているゴミ箱について、平成26年度では占有の事実を確認し、申請者には行政財産の使用許可を申請させるとともに、使用料の徴収を行った。許可事務についても、今後より一層適正な審査、対応をめざす。</p>
奈良東養護学校	1月30日	<p><b>重要物品の報告等について</b>  重要物品について、会計管理者への報告漏れ、金額等の報告誤り及び備品管理簿への記載漏れが再び認められた。  今後、重要物品の報告及び備品管理簿への記載については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行い、複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努めるべきである。  (指摘事項)</p> <p><b>公共料金にかかる資金前渡事務について</b>  公共料金自動口座振替払の資金前渡において、支出すべき日を誤ったことにより他の経費にかかる前渡資金で支払をしていた。  当該経費は、それぞれの経費ごとに残高不足による振替不能が起こらないよう資金管理を徹底することとされて</p>	<p>指摘のあった重要物品については全て修正報告を行い、備品管理簿への記載も完了した。今後は複数の者によるチェック等を徹底し、奈良県会計規則及び関係通知に基づいた適正な事務の執行に努める。</p> <p>公共料金にかかる資金前渡事務については、管理表を用いて支出事務処理を行うとともに、残高不足が生じないよう担当者と管理者の複数チェックを徹底することとし、会計規則に基づ</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>いるところである。</p> <p>今後、奈良県会計規則に基づき適正な支出事務処理を行うべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>く適正な資金管理と事務処理に努めていく。</p>

ウ 財政的援助団体

所 属 名 (所管課)	実施年月日	監 査 結 果	所管課における 措 置 の 内 容
<p>公益財団法人 奈良県林業基金</p> <p>(林業振興課)</p>	8月6日	<p><b>(公財) 奈良県林業基金の解散について</b></p> <p>(公財) 奈良県林業基金は、土地所有者と分収造林契約を締結し、基金造林事業を実施しているが、現在の低迷する木材価格では将来の累積債務の償還が困難となる見込みであることから、解散を意思決定された。</p> <p>解散にあたっては、土地所有者をはじめ関係者に対し、解散に至った経緯の説明をするとともに、県への事業の引継や土地所有者への対応等の解散手続を円滑に進めることが望まれる。</p> <p>(意見)</p>	<p>(公財) 奈良県林業基金は、平成28年度末に解散することを平成26年6月に公表しており、現在、関係者との調整を含め、解散に向けた検討を進めているところである。</p> <p>今後、(公財) 奈良県林業基金が、分収造林契約を締結している土地所有者や関係者に対して解散に至った経緯を説明すること、土地所有者に対して分収造林契約の解散後の取扱について十分な説明を行う等により解散手続を円滑に進めることを指導した。</p>
<p>奈良県土地開発公社</p> <p>(用地対策課)</p>	8月7日	<p><b>変更契約の締結について</b></p> <p>委託契約において、契約を交わした後、契約額の減額及び契約期間の短縮の必要が生じたが変更契約を締結しないまま、契約の履行や支出がなされた事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県土地開発公社契約事務要領に基づき、適正に行うべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>奈良県土地開発公社契約事務要領等に基づき、適正な契約事務に努めるよう指導した。</p>



平成 2 5 監査年度 第 2 回分

出先機関

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>知 事 公 室</p> <p>東京事務所</p>	<p>平成 2 6 年 6 月 1 2 日</p>	<p><b>嘱託職員及び日々雇用職員にかかる通勤手当額の決定について</b></p> <p>東京事務所で採用する嘱託職員及び日々雇用職員について、通勤報償費（通勤手当に相当する給与）を支給していたにもかかわらず、当該職員より通勤届を徴していなかった。</p> <p>嘱託職員及び日々雇用職員に支給する通勤手当は、総務部長通知により、常勤職員に対して支給される通勤手当の例によるものとされ、通勤手当に関する規則において、通勤届の提出に基づき支給すべき額の決定をしなければならないことが定められている。</p> <p>今後は、規則及び通知等に基づき、適正に処理されたい。（注意事項）</p> <p><b>委託にかかる業者選定について</b></p> <p>委託契約において、特定の業者からの見積徴収による随意契約が散見された。業者の選定にあたっては、特定業者に偏らないように検討し、業者選定の競争性、公平性、透明性の確保に努められたい。（意見）</p>	<p>当該職員より通勤届を徴し、適正に処理を行った。今後は、通勤手当に関する規則及び総務部長通知に基づき適正に処理する。</p> <p>イベント展示に係る委託契約について、見積徴収する者を増やしたほか、平成 2 6 年 1 1 月からは一般競争入札を実施した。イベント運営に係る委託契約については、企画内容を見直すことにより、特定業者との随意契約にならないよう改善した。今後も業者の選定にあたっては、会計法令等に則り、業者選定の競争性、公平性、透明性の確保に努める。</p>